

## 第 33 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 5 年 4 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	<p>議第 107 号：農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に対する意見について</p> <p>議第 108 号：農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 109 号：農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について</p> <p>議第 110 号：農用地利用集積計画について</p> <p>報第 36 号：農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p> <p>報第 37 号：農地法第 5 条許可申請取下願の進達について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	5 番 奥村 俊雄 委員 6 番 鍵谷 道隆 委員
7、欠席委員	—
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 33 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、5 番 奥村 俊雄 委員、6 番 鍵谷 道隆 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 107 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読・説明願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 107 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に対する意見について、委員会の意見を求めるものとする。別添資料をご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から朗読及び説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

事務局	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。 議第 107 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議第 107 号については、原案のとおり可決します。</p> <p>次に議第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>3 ページをご覧ください。議第 108 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。4 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 35 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、5 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
5 番 奥村委員	<p>5 番奥村です。1 号事案の説明をします。 事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、上之郷保育園から北へ 300m 程のところ。転用の目的は、次のとおりです。</p> <p>現在自車 2 台分の駐車場所がありますが、兄弟・子どもたちが来た時の駐車場所がないため、新たに 2 から 3 台分の駐車場所の確保のため当地を購入します。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。西側隣の宅地に面した植栽は現状のまま残し、駐車場として造成します。</p> <p>周辺農地及び住民に被害を及ぼさないよう十分留意し、万が一被害が発生した場合には責任をもって解決するとのこと。雨水は自然浸透です。北側は町道、西側は宅地、南側は自己所有の畑と隣地所有者の畑、東側は自己所有の住宅地です。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、隣地承諾書、誓約書、土地利用計画図、代替地の検討資料、貯金残高証明書を確認しました。</p> <p>以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>

議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれかにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案については、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
5番 奥村委員	<p>5番奥村です。2号事案の説明をします。</p> <p>事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、上之郷公民館から北西へ270m程のところ です。転用の目的は次のとおりです。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する戸建て住宅を購入することにしました。譲渡人は申請地で耕作しておらず、今後も再開の見込みはないため売却することにしました。</p> <p>申請地のうち2筆は、駐車場及び庭として利用します。また、建設済みの倉庫は、原状のまま利用します。</p> <p>申請地の1筆は、現在樹木が生え山林化していますが、傾斜地であり伐採すると土砂が崩れる可能性があるため、同時に購入する山林と共に山林として管理します。現在生えている樹木については定期的に枝の剪定を行い、竹などについては大きくなならないように伐採し、常に人が入れる状態を保つように管理します。</p> <p>利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>申請地2筆の北側と西側は用悪水路、東側と南側は田（譲渡人所有地）。申請地1筆の北側は山林、東側は山林と宅地、西側は畑と山林、南側は一体利用地の山林です。雨水は自然浸透です。</p> <p>万が一周辺に被害が発生した場合には自己責任で解決することです。</p> <p>許可申請書、譲渡人の住民票、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、貯金残高証明書、隣地承諾書、代替地の検討資料、委任状を確認しました。また、申請地2筆には転用の許可なく倉庫建設や埋立てをしてお</p>

	<p>り、それに対する始末書も確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、3月21日事前説明、3月28日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷公民館から300m以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>3号事案について説明します。資料は11ページから13ページをご覧ください。</p> <p>本件については、3月3日の農業委員会総会にて田中 宣行 委員より説明があったものです。</p> <p>審議の結果、申請地付近の過去の農地転用において、当初駐車場としていた区画がプラント用地となった経緯や、既存の駐車場では台数が足りない理由などが不明なため保留としましたが、今回、これらについての説明書の提出がありましたので、資料に沿って説明いたします。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達しま</p>

	<p>す。</p> <p>次に4号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>4号事案について、説明します。資料は14ページから17ページまでをご覧ください。</p> <p>本件については3月3日の農業委員会総会において田中幹三郎委員より説明があったものです。審議の結果、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づく事前届出が受理されていないため保留となっていました。届出の受理が確認されたため審議頂くものです。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。</p>
	<p>次に5号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>5号事案について説明します。資料は18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>本件についても4号事案同様、3月3日の農業委員会総会にて田中幹三郎委員より説明があったものです。審議の結果、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づく事前届出が受理されていないため保留となっていました。届出の受理が確認されたため審議頂くものです。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達しま</p>

<p>12 番 田中委員</p>	<p>す。</p> <p>次に 6 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p> <p>12 番田中です。6 号事案について説明します。 事務局より朗読のありました事項については省略します。資料 5－6 をご覧下さい。</p> <p>申請地の場所は中公民館より東へ約 500 メートル、御嵩駅より北へ約 400 メートルの所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。</p> <p>「譲渡人は、川辺町に住んでおり、申請地までの距離があり、また、仕事をしており耕作を行う時間を確保できないため、申請地は長い間不耕作地となっております。一方、譲受人は申請地の南側に自宅がありますが、敷地内に庭、駐車場が無いため、申請地を譲ってもらい、庭及び駐車場といたします。」というものです。</p> <p>誓約書、資力のあることの証明として預金通帳の写し、隣地承諾書、委任状について確認しました。尚、取引の形態は贈与です。譲渡人と譲受人の関係は姉、弟となります。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については 3 月 28 日、現地確認により行いました。</p> <p>現地確認の際に当番委員さん方に見て頂いたとおり、申請地のうちの東側約 3 分の 1 の部分に碎石が敷かれ、車の乗り入れになっていた事に関しては始末書が提出されております。</p> <p>申請者も反省しておられるようですので、寛大なるご処分をお願いしたいと思います。</p> <p>以上から 6 号事案の申請内容に問題はないと思います。 皆様のご審議をお願いします。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局より補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。6 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、6 号事案は適当と認め進達します。</p>

<p>12 番 田中委員</p>	<p>次に7号事案について、12番田中幹三郎委員説明願います。</p> <p>12番田中です。7号事案について説明します。尚、事務局より朗読のありました事項については省略します。資料5-7をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、国道21号線大庭交差点より北へ約500メートルの所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細としては以下の通りです。「令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、第7の2期防災工事」において、プラントで生成した充填剤を各充填箇所に圧送するためのポンプ設備を設けたいと考えています。充填剤製造拠点からアクセスが良く、ミキサー車が進入かつ転回するだけのスペースが確保できる本申請地をポンプ設備設置場所として使用したく本申請に至りました。というものです。</p> <p>充填剤製造拠点とは、令和4年度に一時転用の申請があり、慎重審議の結果お認め頂いた県道83号多治見白川線と、あゆみ館に向かって行く道路の交差点の角に設置したプラント用地のことです。</p> <p>誓約書、資力があることを証明する書類の写し、会社の登記簿謄本、会社の定款、農地復元誓約書、工事工程表、土地の一時賃貸借契約書、隣地承諾書、地元水利組合の承諾書、委任状について確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については3月28日、現地確認により行いました。</p> <p>尚、申請地の内の1599番地2について、許可無く埋め立てて、畑として利用しておりましたことについて始末書が提出されております。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。7号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

<p>13 番 石渡委員</p>	<p>挙手全員であります。よって、7号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に8号事案について、13番石渡 和美 委員 説明願います。</p> <p>13番石渡です。8号事案について説明させていただきます。 申請地は国道21号線可児・御嵩バイパス古屋敷交差点より、北東に70mほどのところでは、省略します。 事務局より朗読のあった箇所については、省略します。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は遠方に住居しており申請地を農地として維持管理することが難しく、譲受人は一般個人住宅を新築したく申請いたしますとのことです。利用期間は許可あり次第永久期間です。 代替地3件も検討しましたが、希望に合わず本申請地を選定しました。資金調達については、全額借入にて賄うとのことです。 転用によって生ずる付近の土地の概要は、申請地の東側は宅地及び田、西側は宅地及び水路、南側は赤道及び用悪水路、北側は宅地及び道路です。東側隣地の田の所有者には転用計画を説明し確認しました。 雨水は北側の側溝に流し、給排水は公共下水道に接続します。転用に際し他に被害の生じた場合は申請者の責任において対処するとのことです。 その他の事項として、令和12年頃に譲受人の両親が御嵩町に転入予定であり、同時期に申請地内に両親居住用の戸建てを建築予定とのことです。 全部事項証明書、土地利用計画図、新築工事平面図、誓約書、融資証明依頼書兼融資証明書、譲受人親子の上申書、隣地承諾書、委任状を確認しました。 以上ですが、土地利用に対して約1400㎡と広いこともあり、疑問が残ります。みなさんの意見を聞きたいと思っております。よろしくお願ひ致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたが、いま一番最後に言われたところが今回この8号事案について、関係者を皆さん方から意見ご質問をいただきたいと思っておりますが、ここで休憩をさせていただきます。皆さん方へ諮りたいと思っております。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議 長 事務局次長</p>	<p>それでは再開しまして、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>いま言っていた件を踏まえて、申請地の面積の妥当性等について追加の確認が必要なため、保留とさせていただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、8号事案は保留とします。</p> <p>次に9号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番 鍵谷です。9号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-9をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、ディスカウンドドラッグ コスモスより北へ60mのところ です。</p> <p>転用の目的は自宅敷地の拡張（駐車場）です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は申請地東側に自宅があり車での訪問者には庭の一部に駐車してもらっていた。駐車場の建設を考えていたところ申請地は利便性も高いため譲渡人に譲渡して欲しいと要望したところ申請地での耕作をしていないため譲受人の要望に応じることにした。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要は、西側は道路、北側・東側・南側は宅地となっています。土地北側にブロックを新設で積み、雨水は自然浸透で処理し汚水は発生しません。</p> <p>添付書類は誓約書・土地利用計画図・総合口座の写し・委任状・可児土地改良区の意見書・始末書については確認しました。</p> <p>始末書の内容は1990年頃から申請地を埋め立てて自動車置場として利用しており、十分反省しているとの内容でした。</p> <p>転用によって生じる付近の概要は3月28日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから9号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。9号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、9号事案は適当と認め進達します。</p>

事務局	<p>次に議第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>5 ページをご覧ください。議第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。6 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 36 ページから 41 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、5 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
5 番 奥村委員	<p>5 番 奥村です。1 号事案の説明をします。事務局から朗読のあった箇所については省略します。資料の 3-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、上之郷公民館から北西へ 270m ほどのところです。許可あり次第所有権移転します。土地の引き渡しは許可あり次第です。</p> <p>譲渡人は高齢のため、現在申請地で耕作ができていません。譲受人は農業を営んでおり、今回新たに自身で農業を行うため申請地を譲り受けます。</p> <p>権利取得後の水稻作付面積は、7,617 m<sup>2</sup>となります。申請地までの移動距離は 300m です。</p> <p>許可申請書、譲渡人の住民票、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、通作図、誓約書、委任状を確認しました。</p> <p>移転によって生じる付近と土地の概要については、3 月 21 日に推進委員とともに現地確認により行いました。</p> <p>以上から 1 号事案の申請内容に問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本推進委員	<p>山本です。奥村委員と現地確認を行いました。特段問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p>

事務局次長	<p>す。質疑ありますか。        質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12番 田中委員	<p>12番田中です。2号事案について説明します。</p> <p>本事案については3月28日の現地確認終了後に伊佐治推進委員と共に譲り受け人を訪問し、営農状況や、所有農機具等を確認して参りました。</p> <p>確認しましたところ、現在すでに、申請地は譲受人の手により耕作されております。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。「申請地は譲受人が所有する農地に接しており、形状から譲渡人が耕作を行うことが難しいため、譲受人に贈与することにした。」というものです。</p> <p>取引の形態は無償譲渡、贈与であります。</p> <p>昭和55年の土地改良法に基づく換地処分により現所有者である伊佐次勲さんの所有地となっていた農地であります。東西約1.5メートル南北約30メートルの細長い農地です。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと思います。</p> <p>また、現地は田としてきちんと管理されております。</p> <p>伊佐治推進委員のご意見を伺った上で皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続いて、伊佐治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊佐治 推進委員	<p>田中委員と現地の確認をしましたが、特に問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>本件の申請者は下限面積未満の農地しか所有しておりませんが、隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該</p>

	<p>隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。という特例に該当しますので、下限面積以上の農地を所有している方と同様に審議していただければと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。</p> <p>次に議第110号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>7ページをご覧ください。議第110号農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。8ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は42ページから61ページまでをご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>次の1号事案から5号事案は、1番青木友誉委員に関係します。1番青木友誉委員は農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番青木友誉委員)退席</p>
<p>議 長</p>	<p>1号事案から5号事案について、平田功一推進委員説明願います。</p>
<p>平田 推進委員</p>	<p>3月20日に現地確認を行いました。適正に管理されており何も問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案から5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案から5号事案は可決し</p>

	<p>ました。</p> <p>審議終了いたしましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認めます。</p> <p>(1番 青木 友誉 委員) 着 席</p>
議 長	<p>次に6号事案から17号事案は、12番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、12番 田中 幹三郎 委員は農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 退 席</p>
議 長	<p>6号事案から17号事案について、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>石渡委員と現地確認を行いました。どの農地も適正に管理されていきました。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。6号事案から17号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、6号事案から17号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、12番 田中 幹三郎 委員の着席を求めます。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 着 席</p>
議 長	<p>次に報第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>11ページをご覧ください。報第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。12ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>

	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません、</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>次に報第 37 号 農地法第 5 条許可申請取下願の進達について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>別添資料をご覧ください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>本件は新庁舎建設の農地転用に係る案件です。事務局より経緯を説明します。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>令和 5 年 2 月 20 日付けで御嵩町長から岐阜県知事宛てに提出された「農地法第 5 条許可申請取下願」については、町農業委員会を經由して県に進達することとなっております。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>2 月 22 日の御嵩町農業委員会協議会で、町執行部より取下に至るまでの経緯等について説明がありましたが、その内容が納得できるものではなかったため、取下願に対する押印はできない判断をしました。お配りした資料の 3 月 17 日付「農地法第 5 条許可申請取下願の進達について」という両面の内容で、町執行部から農業委員会宛てに速やかな進達を求める文書が提出され、皆さんのお宅にも郵送されております。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>この件に関して、会長及び職務代理、事務局にて対応を協議し、もう一枚の資料の令和 5 年 3 月 27 日の御農委第 55 条の 2 「農地法第 5 条許可申請取下願の進達について（回答）」にて、納得いく説明がされることは、受付印を押印し進達する事務に進む前提の確認行為であるため、押印を全くしないという意向は無いという旨の回答をしています。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>以上がこれまでの経緯でございます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、会長お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。何度もキャッチボールをした経緯がございまして、新庁舎建設に伴う農地転用の御嵩町、御嵩町長として県に対して申請を取り下げた経緯が町長、議会側にありまして、そのあと農業委員会が押印をして、農業委員会を經由して県に進達するということに十分でない説明であるとともに誠意があるかは感じられないというから指摘、対応をしてこなかったのですけれども、もう現時点でこの関係については、みなさん方のご理解をいただいて県の方へ進達していきたいということで提案をさせていただきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>いろんな思いがある方もいるかもしれませんが、この辺で</p>

	<p>という曖昧な考えで申し訳ないですけれども、取下げの速やかな進達を行っていきたいと思います。</p> <p>そういうことをご理解をいただいで進めていきますので、どうぞみなさんよろしくお願い致します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
--	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

-----  
5 番

-----  
6 番  
-----